

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和6年6月末時点）

参考資料 1

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。

